



Title	広東人社会と客家人：一八世紀の国家と移住民
Author(s)	片山, 剛
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27137
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

広東人社会と客家人

——一八世紀の国家と移住民——

片山剛

はじめに

清初から清中葉（一七世紀中葉—一八世紀末）の広東省では、省の東部・東北部に居住していた客家人の一部が、自然発生的に、あるいは清朝の移住・開墾政策に従って、中部・西部の諸地域へ移住した。このうち、清朝の政策にもとづく客家人移住のひとつとして、一八世紀前半の雍正年間以降、嘉応州（現在の梅州市）・惠州府・潮州府等から、広州府の新寧県（現在の台山市）や肇慶府の高明・開平・恩平・鶴山・陽春・陽江の諸県など、広東人が主要居住民であった地域へ移住した事例がある（図1）。この事例は、その後の咸豊四（一八五四）年から一三年間、客家人と広東人の間で「械闘」（武器を用いた戦闘）が

繰り返され、各々の死者が数十万人にのぼったこと、そして械闘收拾策のひとつとして、同治六（一八六七）年に新寧県の東南部を割き、客家人専住の行政区画として赤溪庁（民国元年に県となる）が設けられたことで有名である（以下、新寧県をはじめとする上記諸県を、「新寧県等」と呼ぶ）。

最近、瀬川昌久氏は客家概念の再検討を目的に、微視的¹¹地域社会的視点から、明清時代における客家人の広東省諸地域や台湾等への移住を考察し、移住先における客家人と先住者の関係のあり方は、移住の時期と地域との相違によって様々な形態がある事実を明らかにし、その形態は両者を取りまく諸条件の複合によって決まることを推測した。また、客家人の移住諸事例のうち、先住者との間でエスニシティの相違に沿う形で械闘が起きたのは、台湾への移住と右の新寧県等への移住のみであったと指摘している。したがって右の事例は、「移住とエスニシティ」をテーマのひとつとする本書にとって、恰好の題材といえよう。

さて、客家人の新寧県等への移住、および移住後における彼らと先住者たる広東人との関係については、一九世紀中葉の械闘期を中心に、械闘発生の直接的要因や背景の究明を主眼にした研究が発表されている。そして、両者の間にあるエスニシティの相違が械闘期まで続いていたこと、移住当初より両者の間に階級矛盾が存在していたこと、一八世紀後半以降、客家人の中にも、科挙に合格した「郷紳」地主が現われたが、彼らの科挙受験に対する先住者広東人の妨害に見られるように、広東人の郷紳地主と客家人のそれとが階級的に結束することはなく、むしろ各々を中核として両者間の対立構造が深まったこと、とりわけ械闘の直接的要因として、アヘン戦争後の広東茶貿易の衰退が、従来から存在していた

図1 清代広東省における広東人の分布地（県城・州城で示す）



【出所】『牧野巽著作集
 第五巻』83頁の地図を
 修正・加工



客家人の祠堂（現在の台山市赤溪鎮曹冲管理区東陽村の楊姓祠堂）

両者間の対立を先鋭化させたこと、また、天地会反乱や太平天国という清朝の危機に際して、地方政府がエスニシティの相違を利用して「分割統治」を行なったこと、等が指摘されてきた。

しかし、新寧県等への移住・定着の全体史から見るなら、さしあたり以下の課題が残っている。第一に、移住当初から械闘発生までの客家人の居住・定着過程の実態が、ほとんど明らかにされていないことである。第二に、当時の多くの史料では、先住者たる広東人を指す語として「土民」「土著」が、移住者たる客家人を指す語として「客民」「客籍」が使われている。これらはエスニシティの相違にもとづく呼称ではなく、戸籍制度上の位置の相違にもとづく呼称である。したがって戸籍制度上の位置の相違についても考慮すべきであるが、この点が従来十分に検討されていないことである。第三に、第二点とも関係するが、国家の移住政策にもとづく移住で

あるにもかかわらず、客家人が移住先において国家からどのような受け皿を提供され、そして、統治制度の中でどのように位置づけられたか、この点がほとんど検討されていないことである。このうち第二・三点は、国家から提供される受け皿、あるいは移住先でとり結ぶ対国家関係の内実が、居住・定着のあり方の大きな枠組みを規定し、その枠組みが先住者との関係のあり方をも規定する可能性があるだけに、右の全体史を考えるうえで不可欠な課題である。また、第一点の居住・定着過程の実態を、移住政策の内容と関連させて明らかにすることは、同時期における他の移住政策にもとづく移住・定着の事例と比較対照する際の視座を提供するであろう。

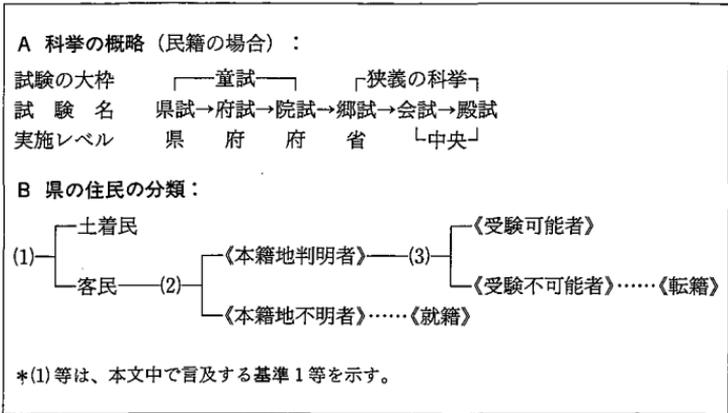
このような観点から、本稿は、時期としては移住が始まる一八世紀前半から械闘前夜の一九世紀初頭までを、地域としては史料が比較的豊富な新寧県を主たる対象として右の課題を検討し、これを通じて、従来窺うことのできなかつた両者の関係の一面を明らかにしたい。その際、手がかりとなるのは、械闘の一回に挙げられている科挙受験をめぐる紛擾である。というのは、この紛擾は主として広義の科挙における最初の試験である県試をめぐって起こっており、そして、県試は一般的には本籍地の県で受験するのが原則であった（県試、本籍等については、次節で後述）ので、この紛擾が、現在居住している県における本籍の有無という、両者の間に存する対国家関係の相違を焦点として起きている可能性があるからである。ただし考察を進めるうえで、移住後における本籍移転や科挙受験にかかわる清代の制度を知っておく必要があるので、まずこの点の整理から始めたい。

一、戸籍制度と転籍・受験の規定

清朝は、明朝が採用していた戸籍制度における本籍主義を継承した。戸籍の内容は、籍別と郷貫から成る。籍別は就業すべき職業にかかわるもので、民籍・軍籍・竈籍（製塩従事者）・商籍（塩の輸送販売商人）の四種類に分かれるが、多くの者は民籍に属している。郷貫は居住すべき行政区画を示すものであり、民籍の者の場合には某省某府某県などと表示される。そして、籍別・郷貫の内容を基本的に固定するのが本籍主義である。以下、この固定不変であるべきとされた戸籍（籍別と郷貫）を指して本籍と呼び、このうちのとくに郷貫を指して本籍地と呼ぶことにする。

さて、狭義の科挙は、省レベルで行なわれる郷試（合格者は挙人）に始まり、中央の礼部（文部省に相当）が行なう会試を経て、皇帝が行なう殿試（合格者は進士）で終わる（図2）。しかし、郷試の受験資格は、「生員」（県学などの国立学校の生徒）にのみ与えられている。そして、生員の資格を得るための試験が「童試」である。民籍の場合、童試は県試・府試・院試の三段階に分かれ、最初の試験である県試は県レベルで行なわれる。受験生（童生）は、自己の本籍地の県で受験するのが原則であり、その際、本籍などの受験資格に関して、本籍地の廩生（国から学資を給付されている上級生員）による保証（廩保）と、童生相互の保証（互結）とが必要になる。院試まで合格すると、本籍地の県学などの学校に入学して生員となり、種々の特権を得る。県学には入学定員があるので、これが基本的には各県の童試合格者の

図2 科学の概略と県の住民の分類



定員枠になる。^{*2}

それでは、本籍地を離れて他県に移住した者が、県試を受験する場合はどうなるであろうか。受験時に本籍地へ帰って受験する者も存在した。だが、本籍地へ帰って受験できない者も存在していたから(後述するように、新寧県等へ移住した客家人の子孫は、このような人々であった)、これらの者が受験する場合の規定はどうなっていたかを知る必要がある。ただし、この点に関する研究は皆無に等しいので、ここでは、いずれ別の形で発表する筆者の研究成果を簡明に紹介しておこう。なお説明の都合上、ある県の住民を複数の基準によって分類し、分析概念として定義しておく(図2)。

第一に、ある県に合法的に居住している住民を、その県が本籍地であるか否か(基準1)によって、その県が本籍地である土着民と、別の県が本籍地である客民とに分ける。なお、本籍地以外の県に合法的に居住するには、居住開始の際に寄留の手続きをとる必要がある。これを「寄籍」という。いま定義した客民は、「寄籍」手続きを取って客民となった者である。そし

て、前述した史料用語の「土民」「土著」と「客民」「客籍」は、各々ほぼ右に定義した土着民と客民の意味で用いられている。

第二に、客民を、本籍地の所在が判明しているか否か（基準²）によって、どの県にあるかが判明している《本籍地判明者》と、不明である《本籍地不明者》とに分ける。本籍地が不明になるのは、本籍地を離れた後に長期間流浪するなどして、戸籍を用いる機会を数世代にわたって失ったことによる。

第三に、《本籍地判明者》を、本籍地に音信・面識のある近親者が存在する、あるいは本人名義の不動産を所有している等の実質的繋がりを通じて、本籍地の廩生・童生の保証を獲得し得るか否か（基準³）によって、獲得して受験できる《受験可能者》と、獲得できずに受験できない《受験不可能者》とに分ける。

また、《本籍地不明者》が現在居住している県の戸籍を新たに獲得すると、これが本籍となるので、この場合を《就籍》と呼び、《本籍地判明者》が本籍地の県から現在居住している県へ戸籍を移転すると、これが本籍となるので、この場合を《転籍》と呼ぶことにする。

以上の住民分類を用いた場合、本稿が考察対象とする新寧県へ移住した客家人の多くは、その説明の詳細は省くが、客民―《本籍地判明者》―《受験不可能者》の範疇に入る。そこで、この範疇に係る《転籍》・受験規定の変遷を以下にまとめよう。なお、《本籍地不明者》の《就籍》は、乾隆三年規定の段階で認められている。

乾隆三（一七三八）年規定……この規定には「有原籍可帰者」という語が登場する。これは曖昧さを

もつ語である。ただし、乾隆二九年に、本規定の制定者たる礼部は、右の《本籍地判明者》の意味で解釈し、そして、「有原籍可帰者」即ち《本籍地判明者》に対して、移住先への《転籍》を認めず、本籍地に戻して受験させる判断を下している。これは、《本籍地判明者》のうち、《受験可能者》を想定した場合には妥当なものであるが、《受験不可能者》を想定した場合には必ずしも妥当なものではなかった。なぜなら、《受験不可能者》は本籍地で受験できないだけでなく、移住先へ《転籍》して受験する方途も閉ざされ、受験機会をまったく失うことになってしまったからである。

乾隆三八（一七七三）年規定……そこで、乾隆三八年に次のように改定された。すなわち、本籍地に近親者（父の兄弟・本人の兄弟）が居らず、かつ本籍地に本人名義の田地・家屋がない者、つまり、本籍地との実質的繋がりを失っている《受験不可能者》が、(ア)移住先に寄籍して二〇年以上、(イ)移住先に田地・家屋を所有、この二条件を満たせば《転籍》・受験を許可する、と。

乾隆五九（一七九四）年規定……しかし改定後も、本籍地関係の要件にかかわる「有原籍可帰」の語に曖昧さがあつたため、《受験不可能者》の《転籍》を認めた乾隆三八年規定の趣旨が、地方では徹底されなかつた。そこで、乾隆五九年に次のように改定された。すなわち、本籍地関係の要件はすべて削除し、移住先関係の要件のみで審査する。具体的には、(ウ)移住先での家屋所有については、「税契」（購入契約時に、一種の契約税を支払うこと）後二〇年以上、(エ)田地所有については、土地税たる税糧納入二〇年以上、この二条件を満たせば《転籍》・受験を許可する、と。

二、客家人の転籍と童試受験をめぐる

雍正四（一七二六）年以降、清朝の政策に従って新寧県へ移住した客家人は、主に潮州府・嘉応州の貧民であった。その後、乾隆二六・二七（一七六一・六二）年になると、その子孫の中から新寧県で童試を受験しようとする童生が現われた。前述のごとく、客家人の多くは、客民―《本籍地判明者》―《受験不可能者》であったから、彼ら童生は《転籍》を申請した。

さて、この申請に対して、「客童」（客民童生）らが、乾隆三年規定にいう「有原籍可帰者」に該当するとの理由で、土着民の貢生（中央の学校である国子監の生徒になった上級生員）である伍松らが反対し、知県（県知事）代理の胡垣こゑんが同じ理由で却下した。これは、新寧県での乾隆三年規定の実際の運用において、《本籍地判明者》を「有原籍可帰者」と判断して《転籍》申請を却下する前例ができたことを意味する。そして前述のように、乾隆二九年には礼部がこの前例を追認する判断を下すことになる。その後、乾隆三八年規定が出ると、客童らはこの規定を根拠に、乾隆三九年、四二年、五〇年と三度、省の各級官僚へ申請した。ところが、いずれの申請も前回と同様に、「有原籍可帰者」を理由に却下されてしまった。そこで乾隆五二年、客童らは清朝中央へ上訴した。この訴えによる調査・審議の結果、中央は客童が新寧県で受験することを許可するに至る。ただし《転籍》は許可せず、土着民の定員枠（民籍枠）とは別に、「客籍」枠という客民のための定員枠を特例的に設け、これを受験させることにした。また、

客童相互の保証を虞保に代える特例も採用した。

ところで、客童の多くは《本籍地判明者》―《受験不可能者》であつたから、乾隆三八年規定を根拠とする申請を、省や中央が規定に即して許可しても不思議はない。しかし実際にはそうならなかつた。そこには、以下のような事情が存在していた。第一に、客童が《転籍》し、受験が実現すると、土着民童生の合格者数が減少するので、これに土着民が強く抵抗していたこと。第二に、省の各級官僚には、土着民の抵抗を考慮してか、乾隆三八年規定を故意に曲解して却下していた可能性があること。また、中央の調査に対して、広東巡撫(省の長官)の凶薩布は、客童の受験は認めるが、土着民の抵抗に配慮して、客籍卒の設置という特例的処置を提案していること。第三に、中央も、土着民の抵抗を考慮して、客籍卒の設置という特例的処置を採つたこと、である。ここで、土着民の抵抗に配慮して採られた裁断結果が、客籍卒設置による客童の受験実現であつたことに着目するなら、以下の推測が成り立つ。すなわち、①土着民の抵抗は、客童が新寧県で受験することそのものではなく、客童が《転籍》して民籍卒を受験することに向けられていた、換言すれば、土着民は、客民が《転籍》して民籍卒を受験することを不合理であると考えていた、②省官僚に加えて中央までもが、土着民の抵抗に配慮したのは、右のような土着民の考え方に、なんらかの妥当な根拠を認めていたからである、と。しかし管見では、その具体的根拠に言及した史料を見出せない。そこで、土着民はどのような客民なら《転籍》して民籍卒を受験してもよいと考えていたか、この点を探ることを通じて、その根拠を推測しよう。ただし、これを新寧県に即して導き出すのは史料的に困難であるので、対象を広東人社会全般に広げて探ることにし

たい。

三、 広東人社会の「定着ルール」と図甲制

筆者は、珠江デルタの南海・順徳等の諸県では、①明初に施行された里甲制（本籍主義の戸籍を編成するとともに、徭役と税糧とを徴収する機構）が、変容しつつも図甲制と呼ばれて、清末・民国期まで存続していたこと、②図甲制では、里長戸（一里は十甲から成り、各甲の統括責任者に当たるのが里長戸である）を有する土着民の有力同族が、国家に対する税糧納入を独占的に行ない、これを通じて族内の族人および里長戸をもたない他の同族を支配していたこと、等を明らかにした。そして、里長戸を有する同族を頂点とし、その下に里長戸をもたない同族が位置する図甲制ヒエラルキーの社会構造を推測した（図3）。それでは、このような社会構造が存在する地域へ外部から移住する、あるいは地域内部で再移住する場合、その移住・定着のあり方はどのようなであつたらうか。

まず「南雄珠璣巷伝説」をとりあげよう。この伝説では、広東人の祖先たちは、宋代に省北部の南雄珠璣巷から珠江デルタ方面へ移住し、定着したとされている。牧野巽氏は、この伝説が遅くとも明中葉以降の広州府・肇慶府等、広東人が土着民の大部分を占める地域で流布していたこと、ただし、その内容はあくまでも伝説であり、史実ではないことを明らかにした。この伝説は祖先の移住を宋代とするが、そこに明代になって初めて施行される図甲制が登場するなど、内容の歴史的眞偽には確かに疑問がある。

者のリーダー羅貴らを新設図甲の里長戸とし、今後、家屋を建てて田地を所有すれば、税糧を納め徭役を負担することを約束させた」という。

この伝説では、移住先で寄籍手続きをとることなく、移住後短時間で《転籍》を行なっている点が、後述する清代の事例と異なる。これは、この伝説が明初あるいは開発初期の段階を反映しているからと思われる。しかし、図甲制下の社会における移住・定着のあり方を窺うことは可能である。

注目したいのは、第一に、居住開始時に、祖先たちが居住先の萌底村の土着民の馮・龔の世話を受けていることであり、第二に、萌底村に定着するべく、県の役所で《転籍》を行なう時にも、土着民の馮・龔の保証書を持参していることである。ここで、馮・龔の保証書によつて移住民の羅貴らが里長戸を得ているから、保証した側の馮・龔も里長戸を有していたと思われる。そして土着民、とくに里長戸を有する土着民が、移住者に食事・宿泊、さらに保証書の発給などを提供するものは、その居住・定着を承認することを示唆し、また逆に、移住者がこれらの提供を受けることは、居住開始から《転籍》までの間、土着民に一定程度依存・従属することを示唆しよう。

第三に注目したいのは、この伝説が、新設図甲の里長戸等への帰属Ⅱ《転籍》で終わっていることである。この伝説が生まれた時には、すでに広州府・肇慶府等の土着民となっていた広東人が、祖先たちの移住伝説を《転籍》で終わらせていることの含意を考えよう。この場合、移住者全員が里長戸を得たわけではない。しかし移住者集団を一体のものとするなら、里長戸獲得によつて、集団としては、既存の土着民里長戸に対する依存・従属から独立し、社会的関係において対等になったといえよう。また、

税糧納入等の対国家関係においては、里長戸獲得によって、集団としては、既存の土着民里長戸を媒介としない直接的関係を取り結んだことになる。つまり、社会的関係と対国家関係の両面において、既存の土着民が有する諸権利・義務と同等のものを取得し、移住し客民の状態が終息して、十全なる意味での土着民になったことを意味しよう。以上の推測が正しいならば、《転籍》を土着民への転化の指標と理解できること、居住開始という凶甲制ヒエラルキーへの参画時、戸の獲得し《転籍》時、さらに里長戸獲得という頂点到達時、等の節目において、既存の里長戸の承認・合意が必要なことを読み取れよう。右の伝説は、《転籍》で終わっており、童試受験については語っていない。そこで、広州府南海県を本籍地とする潘姓の族譜、民国一三（一九二四）年重刊『潘式典堂族譜』から、朝海・顧敵・梅邨の父子孫三代が、一九世紀初頭に、客商活動を基礎に肇慶府陽春県へ《転籍》し、童試を受験した実例を見よう。

「朝海は、商人として南海県と陽春県潭水墟の間を往来し、陽春県の名門である潭水墟の李姓・劉姓、とりわけ举人資格を有し（後には進士にも合格）、「大紳」と称される李炳文・劉榮玠と交遊をもち、田地・家屋を購入した。そして潭水墟に定着しようと決意したが、果たさぬうちに死亡した。子の顧敵は例貢生（寄付金納入で貢生の資格を得た者）の資格をもっており、朝海以来の交遊に努めて、嘉慶一五年（嘉慶一〇年一八〇五年の誤りであろう）には、陽春県の書院（私立学校ではあるが、全県の文人を統合する重要な機能をもつ）建設のために寄付をした。この時、潘姓が潘思載戸を設けることを、陽春県の「県紳」（県の政治に影響をもつ科挙及第者）が知県に要請したので、潘姓の《転籍》が実現した。そして《転籍》後まもな

く、孫の梅邨が陽春県で童試を受験して合格した。その後、梅邨は廩生まで進んだ。陽春県の人々は、顧敵が朝海の志を継承したので、喜んで潘姓を「同郷の人」に陽春県の土着民と見なした」という。

まず《転籍》が実現した理由を検討しよう。寄籍後の年数は不明であるが、朝海・顧敵の二代にわたって田地・家屋を所有しているから、乾隆五九年規定が要件とする、税糧納入二〇年以上と家屋の契税納入後二〇年以上とを満たしていた可能性は大きい。知県が《転籍》を許可したのも、この要件を満たしていたからであろう。だが文脈から考えるなら、《転籍》実現の要因として、族譜の編者（南海県で里長戸をもつ潘姓）が重視しているのは、第一に、朝海が「大紳」と交遊をもち、顧敵がこの交遊関係をさらに深めるだけでなく、書院という、陽春県文人に全県レベルで貢献する施設の建設に寄付を行なったことであり、第二に、このような交遊の積み重ねや寄付を考慮してであろう、「県紳」が潘姓の《転籍》を知県に積極的に働きかけたことである、と読み取れる。

つぎに童試受験については、《転籍》後まもなく梅邨が受験していることに注目したい。受験には、陽春県の廩生・童生による保証が必要であり、梅邨は当然これらを獲得したはずである。つまり、土着民の支援を得て《転籍》した場合、受験においても土着民の保証を獲得し、反対を受けないのである。史料の最後に、陽春県の人々は、喜んで潘姓を「同郷の人」と見なしたとあるのは、《転籍》・受験の実現には、国家规定のみならず、土着民の承認・支援がいかに重要であるかを物語っている。

以上を整理すれば、清代の広東人社会では、凶甲制ヒエラルキーが存在しており、そこへ移住する者は、①里長戸、あるいは「紳士」（科舉合格者）を有する有力同族の承認を得て居住を開始する。これは、

上記ヒエラルキーの末端に位置づけられ、有力氏族に対して一定程度依存・従属しつつ土着化への道を歩むことを意味する。②その後、おそらく土地所有・商業活動による富裕化や同族結合の組織化などによってであろう、徐々にヒエラルキーの階梯を昇っていき、再び里長戸、あるいは「紳士」を有する有力同族の承認・支援を得て、凶甲制上の戸を獲得し《転籍》して、土着化を完了する。③土着化完了によって童試受験も可能になる、となる。《転籍》の際に土着民の承認・同意が必要な点は、乾隆三年以降の規定には明示的に登場しない。その意味で、これは「民間社会の定着ルール」といえよう。

四、客家人の移住・定着の実際と国家制度

新寧県の凶甲制について、その具体的内容を伝える史料は、管見では少ない。しかし、清末・民国期の『新寧県志』や隣県である開平県の『開平県志』は、凶甲の存在を示唆している。そこで、新寧県でも凶甲制ヒエラルキーが存続していたと仮定して、客家人の移住・定着の特質を検討することにしよう。清朝の移住政策による新寧県への移住は、雍正四（二七二〇）年に始まる。雍正九年以前の移住・定着のあり方ははっきりしないが、雍正一〇年以後については以下の特徴を指摘できる。第一は、居住開始に当たり、寄籍手続きを取って客民となったと推測できること、第二は、移住者⇨客民に一定面積の開墾地を所有させる政策が採られたこと、第三は、「崎吟凶」（後述）が新設され、客民が崎吟凶内に戸（新戸）を設けるのが許されたこと、である。

第一点については、寄籍の際に土着民の承認・保証を得たかどうかが問題となるが、清朝の政策による移住であることを考慮するなら、とくに土着民の承認・保証を得る必要はなかったと思われる。第二点と第三点は密接に関連する。客民は新寧県で開墾地を所有し、一定の納税猶予期間の後に税糧を納入し始める。ここで、崎吟図（他県では「客籍図」と呼ぶこともある）とは、土着民のための既設の図とは別個に、客民の所有田地から税糧を徴収するべく、新たに設けられた図である。客民は、崎吟図内に戸を立て、この戸を通じて税糧を国家に納入できるから、土着民の図甲内の戸を媒介とする必要はない。したがって、土着民の図甲内の戸（とくに里長戸）を獲得するべく、「民間社会の定着ルール」に沿い、土着民に依存・従属する必要もない。つまり、崎吟図の設置とは、土着民の図甲制ヒエラルキーの世界とは別の世界が、制度的に設定されたことを意味するのである。このような制度的枠組みの存在は、従来の研究ではまったく顧慮されなかったが、移住後の定着のあり方、および移住者たる客民と先住者たる土着民との関係のあり方を客観的に規定するものといえよう。

さて、清朝の政策による移住、例えば、一七世紀の順治・康熙年間の屯田（軍屯）による珠江デルタ東部の東莞・新安二県への移住の事例では、康熙年間に、屯田兵とその子弟の童試受験のために軍籍枠が設定されたように、土着民の民籍枠とは別個の定員枠が移住先に設けられることがある。これは、国家の都合で本籍地を離れた者に対し、童試受験の機会を確保するためであろう。しかし、新寧等への移住政策の場合、右の軍籍定員枠が雍正年間に廃止される動きとも関連するのか、客民のための定員枠は設けられなかった。そのため、客民の中の《受験不可能者》が受験しようとする、《転籍》して土



蛮陂塘（現在の台山市四九鎮）

雍正年間の移住・開墾政策の一環として、水利田増加のために、知県王崑によって山中に建設された水利施設（客家人も建設に参加した?）

着民の民籍枠を受験せざるを得なかったのである。ところで、潘姓の事例から判断するなら、土着民の民籍枠を受験できるのは、「民間社会の定着ルール」に従って定着を完了した者に限られると推測される。すなわち、民籍枠の受験資格も、土着民社会の秩序を構成する一要素なのである。したがって、土着民社会とは異なる世界に住む客民が民籍枠を受験するのは、土着民社会の構成員に固有の権利を侵し、その秩序を揺るがすことになる。客民の《転籍》申請に対して土着民が抵抗する根拠は、ここにあると思われる。客民の《転籍》をめぐる紛擾が、客籍枠という別枠を設ける方法で解決が図られるのは、それが、土着民と客民が別々の世界に住む構図に対応するものだからである。そして、省の各級官僚や中央が土着民の抵抗に譲歩するのは、「民間社会の定着ルール」が土着民社会の自律的秩序においてもつ意味を無視し得ないからであろう。

おわりに

土着民と客民は、ともに新寧県の合法的居住者であった。しかし、国家の戸籍制度上およびこれを基礎とする図甲制上の位置は異なっており、両者は对国家関係において、基本的には別々の世界に住んでいた。この枠組みは客民にとつては、一方で、土着民に依存・従属する制度的必要がないことを意味したが、他方で、独自の「定着ルール」を備え、民籍枠の受験資格を付与する権限等をもつ土着民社会から排除されることを意味した。後者を象徴する事件が、客民の《転籍》・受験に対する土着民の抵抗である。客家人移住者が、械鬪期に至るまで、先住者広東人のエスニシテイに同化せず、自己のそれを持し得た客観的条件としても、右の枠組みが存在した点が大きかったと思われる。「移動とエスニシテイ」について本稿から導き出せることは、移住先にいかなる土着民社会が存在しているか、また、国家が移住者といかなる関係をとり結ぶか、これらが移住・定着のあり方を大きく規定していることである。新寧県の場合と同じ移住政策が採られて、客家人が移住した諸県のうち、少なくとも開平・高明の二県では、同様の《転籍》・受験をめぐる問題が、同時期に起き、同様の経過と方法で、嘉慶二二（一八〇七）年に解決されている。また、珠江デルタ東部の東莞・新安の二県の場合、前述したように、新寧・開平・高明の三県とは、移住政策の時期・内容に相違がある。しかし、同様の問題が、同時期に起き、同様の経過とほぼ同様の方法で、各々嘉慶六年・七年に解決されている。したがって、これら諸県にも

新寧県の場合と同様の土着民社会が存在し、相似た構図が形成されていたと思われる。

〔付記〕

本稿は一九九七年夏に脱稿したものであり、その後には本稿の拡大版として、拙稿「清代中期の広府人社会と客家人の移住——童試受験問題をめぐって」（山本英史編『伝統中国の地域像』慶應義塾大学出版会、二〇〇〇年六月、所収）を発表している。とくに本稿の「二、客家人の転籍と童試受験をめぐって」に関する詳細な議論については、拡大版を参照されたい。

〔注〕

* 1——「客家人」という呼称は歴史的に形成されたものである。ただし本稿では、この点に関する立ち入った議論は行なわず、エスニシテイの面で所謂客家語を母語とし、嘉応州等における主要居住民であった人々、およびそこから移住していった人々を指して客家人と呼ぶことにする。また、明清時代の広州府・肇慶府の主要居住民であり、広州話（所謂広東語）を母語とする人々は、正確には「広府人」と呼ぶべきであるが、日本ではなじみのない呼称であるので、本稿では、広府人を指して「広東人」と呼ぶことにする。

* 2——民籍以外については不明な点が多いが、学校と定員枠は籍別ごとにあり、他の籍別の者は受験・入学できない。

* 3——一九九六年の台山市（旧新寧県）実地調査において、清代まで、農民が自己の所属を「第某図第某甲の某々戸」と表現していたことを、老農民より聴取した。また、「南雄珠璣巷伝説」が浸透していることも確認し

た。

〔参考文献〕

- ☆——片山剛「清代広東省珠江デルタの図甲制について」『東洋学報』六四卷三・四合併号、一九八二年
- ☆——瀬川昌久「客家」風響社、一九九三年
- ☆——前田勝太郎「清代の広東における土客対抗について」『紀要』国士館大学文学部人文学会、一六号、一九八四年
- ☆——牧野巽『牧野巽著作集 第五卷』御茶の水書房、一九八五年
- ☆——松田吉郎「清代後期広東嶺西地域の土客械闘」『羅香林教授紀念論文集（下）』新文豊出版公司、一九九二年、所収
- ☆——森田明「清代広東の土客械斗と地方権力」『中国における権力構造の史的研究』科学研究費補助金報告書、一九八二年、所収